

韮崎市告示第 38 号

韮崎駅前広場条例（令和 5 年 1 月韮崎市条例第 2 号）第 15 条第 3 項の規定により、放置自転車等を保管したので告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

韮崎市長 内藤 久夫

- 1 撤去の根拠
 韮崎駅前広場条例第 15 条
- 2 撤去の年月日
 令和 8 年 8 月 12 日
- 3 自転車等が放置されていた場所
 J R 韮崎駅前駐輪場及びニコリ立体駐車場横駐輪場
- 4 撤去した自転車等の台数
 56 台
- 5 保管場所の名称及び位置
 韮崎市役所 山梨県韮崎市水神一丁目 3 番 1 号
- 6 保管期間
 令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 11 月 12 日
- 7 返還を受ける方法
 韮崎駅前広場条例施行規則第 16 条により、市長に申し出る。
 （担当課は商工観光課）
- 8 保管期間の経過後の自転車等に対する措置
 韮崎駅前広場条例第 16 条により、返還の措置を講じたにもかかわらず
 自転車等を返還することができないときは、処分する。